いつも身近に！

壮瞥町地域包括支援センター

地域包括支援センターって？？

地域包括支援センターは、いつまでも住み慣れた地域でその人らしい生活を継続することができるよう、**様々な方面から高齢者のみなさんを支える機関です。**

なんでもご相談ください！

スタッフ紹介

※左から

管理者 兼 住民福祉課主幹	保健師	社会福祉士	ケアマネジャー
やまもと　たかひろ 山本 貴浩	たかはし　のぞみ 高橋 望	まつもと　ゆみ 松本 由美	はたけやま　えみこ 畠山 恵美子

☎0142－66－4165（よいろうご）

事務所：壮瞥町保健センター内（滝之町 284-2）

なんでもご相談ください

～総合相談～

●悩んでいること、心配なことはありませんか？

高齢者のみなさん

高齢者のご家族

高齢者の近所のみなさん

どなたからでも、高齢者に関する相談を受け付けています。介護のことに限らず、「どこに相談すればいいかわからない」といった悩みも、まずはご相談ください。

自立して生活できるよう支援します

～介護予防ケアマネジメント～

要介護認定を受けて
「要支援１」と判定されました。
介護保険のサービスを利用したいのですが。

包括支援センターでは、介護認定で「**要支援１～２**」と判定された方が介護保険サービスを利用するにあたり、ケアプランを作成し、担当として諸々の調整や支援を行います。

※ケアプラン：サービスを使うための計画書･･･「自立・介護予防」のために、サービスが必要な理由や頑張りたいこと等を明確にします。

介護認定は受けていませんが
体力に自信がなく、最近は出かける機会も
なくなってきたので、体が衰えないか心配。

介護認定がない方でも、**町が行う介護予防や生活支援のサービス**が利用できます。包括支援センターでは、そのようなサービスの利用についてなど一緒に話し合ったりすることもできますので、ご相談ください。

高齢者の権利を守ります

～権利擁護～

・財産の管理に自信がない。
・成年後見制度を利用したい。

介護でイライラして、つい怒鳴ったり
叩いたりしてしまった。

そのほか・・・
・虐待されているかもしれない高齢者が
　いるが、どうしたらいいんだろう。
・振り込め詐欺にあってしまった。　など

包括支援センターでは、虐待防止や財産の管理など、高齢者の権利を守ることについても支援していきます。

暮らしやすい地域をつくります

～包括的・継続的ケアマネジメント～

包括支援センターでは、高齢者一人ひとりの様々な問題を解決するために、色々な関係機関とのネットワークを活用しています。多方面からみなさんを支え、暮らしやすい地域を目指します。

☆地域包括支援センター　Q&A☆

Q：介護保険サービスを利用するまでの段取りを教えて！！

●サービス利用までの流れ

まず、相談！

サービスにも色々種類があって、それぞれ特徴があり、対象となる基準や手続き方法なども異なります。

適切なサービス利用について、専門職がお話を伺いながら一緒に検討しますので、**まずは包括支援センターに相談ください。**

要介護認定の申請（必要な場合）

※認定は「非該当」「要支援１～２」「要介護１～５」まであり、利用できるサービス等が違ってきます。

- 利用したいサービスに介護認定が必要な場合、申請を行います。**包括支援センターで申請を代行できる**ので、書き方が分からなくてもご安心ください。
- 申請後、町の担当職員が訪問し、どのくらいの認定となるか調査を行います。
- 申請から判定までは１ヶ月程度かかりますが、事前に相談していれば、その間の支援も検討できます。また、判定が出てからのサービスの調整もスムーズになります。

ケアプラン作成、サービス利用

※サービス利用にはケアプラン（サービスを利用するための計画書）が必要となります。

- **要支援の方は包括支援センター、要介護の方は「居宅介護支援事業所」**という要介護の支援を専門としている事業所に依頼し、担当となる職員がケアプランを作成します。※非該当でも使えるサービスがありますので、包括支援センターがお話を伺います。
- ケアプランができたら、サービスに係る人が集まって会議してから利用開始になります。その後も、担当の職員が訪問など支援を続けていきます。

ご不明点などありましたら、
地域包括支援センター（66-4165）まで気軽にお問い合わせください。